

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係21 返還交渉前史（対米・対内）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43734">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43734</a>

八二万 国務次官補

極秘

要字部

発信係 総第 号  
昭和 年 月 日 時 分 発

電信課長 電信案 (分類)

時	略平	第 号 (L/P)
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官房長	主管 北米局長 参事官 北米課長 主任	起案 昭和 42 年 7 月 12 日 起案者 <i>Type</i> 電話番号 672
在 米 下田 臨時代理 大公使 宛 三木 大臣 務 総領事		
電報 在	大公使 宛 総領事	
件名 沖繩、小笠原内題について 貴案 1820号について 貴使が沖繩、小笠原内題について、臨時 米側(米)側者と意見交換を行つたこと 経緯及び本大臣の指示と推定 隣直に		
GB-1	外務省	回覧番号

道比とて之が、同内題の極秘  
機微なる性格にもかみかみ、今後とも  
充分慎重に対処ありたく、留頓貴案  
についての当方気付きの異は次の通り  
である。今後、参考とせられん。

1. 本大臣は、近日中に沖繩・小笠原内  
題について閣下から貴方へ在米の貴書  
をジロソソ大使に提示し、本内題  
解決のため日米間にて密接な協議を  
行つたことと提言する旨である。この  
貴書は日本政府<sup>は</sup>従来から本内題  
を日米相互<sup>は</sup>協定に基つて日米友好  
関係の枠の中<sup>に</sup>解決する方針を  
示しに米側<sup>は</sup>が、最近の諸般の情勢  
にもかみかみ、早急の解決のため早急作業

力が必要とされている事情を述べた上、  
 沖縄にのみならず安全保障上の必要を充た  
 し付から 施政権の返還を実現する方途  
 を見出す上 検討を進めること、及び美当  
 り、本土との一体化、自治権の拡大、琉  
 球政府の強化、本土との格差是正、  
 実質の行政面における日本政府の  
 関与の拡大、軍と民との摩擦の軽  
 減等の措置をとるべきことを提案し、  
 小笠原にのみならず早急の施政権返還  
 を要請する内容となる予定である。

2. 沖縄の安全保障上の役割りを確保  
 し付から 施政権返還を実現するといこと  
 には、従来と異なり <sup>に於ける</sup> 現状 ~~に於ける~~ 如き完全な基地  
 使用の自由を米側に保証するといこと

比、この場合の極東の安全  
 保障のためと一程度米側に自由 ~~の~~ <sup>使用の</sup> 権  
 利を認めることが必要であり、他方この  
 国の平和主義の建前及び国内情勢  
 からしてこの国に核配備及び  
 戦闘作戦行動の許容等については  
 柔軟性的態度をとらざるべし。今  
 後の日米間の協議を通じて探求に  
 行きたいとの趣旨である。従って基  
 地の不存等については具体的方取  
 程みを合意 ~~の~~ <sup>如き沖縄問題解決の</sup> ~~目的~~ <sup>試案</sup>  
 といた上、この点を現在 ~~に於ける~~ <sup>検討</sup> しているわ  
 りに注意し、なお、一方として米側に  
 新設核兵器の配置と合意完全な  
 「自由」に国執る場合のこの問題

解決は程の困難と自覚の予想に  
 いる。わが方といた米側の沖繩由  
 題を軍に狭義の軍事的体系の観点  
 のみから把握するにたず、アジアに於ける  
 安定勢力といたわが国との友好関係  
 維持の重要性と非軍事的の面にもたず  
 アジアの安定と繁栄のためわが国の  
 貢献を充分評価するに必要と見做す所  
 である。

3. 小笠原に於ては、帰島よりも施政権  
 返還の方向に進むべきと及び沖繩、  
 小笠原の「ふたを優先する」という方針の  
 ありと見做すのとありであるが、日本  
 政府といた小笠原の施政権返還  
 を不可能とした如き安全保障上の懸

要性を有するに於ては、確信を持た  
 得ない次第であり、かかる状況下で  
 小笠原の施政権返還が実現しない  
 場合に於て米側の善意を以て日本  
 国民の信頼の動搖を来さし、これ  
 は日米相互信頼に基いて沖繩、小  
 笠原問題の解決を困難とするに  
 抑するものがある。この意味で当方と  
 いた小笠原問題を早急に取上げ  
 たいとわが沖繩由題の悪影響を及  
 ぼすという者がある。

4. 所謂1970年問題と沖繩、小笠原  
 由題の直接の関連のありと見做  
 すのとありであるが、日本友好関係に及  
 ぼす勢力の安全保障条約の延長

内題心、国民世論に訴ふることの  
 困難なことの甚くはつた。沖縄、小  
 笠等問題を加へてつたる危険のあ  
 ることは貴使も承知のことなり  
 なるが、今のみ。

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

- ① 政務次官
- ② 外務省
- ③ 領事館
- ④ 領事館
- ⑤ 領事館
- ⑥ 領事館
- ⑦ 領事館
- ⑧ 領事館
- ⑨ 領事館
- ⑩ 領事館
- ⑪ 領事館
- ⑫ 領事館
- ⑬ 領事館
- ⑭ 領事館
- ⑮ 領事館
- ⑯ 領事館
- ⑰ 領事館
- ⑱ 領事館
- ⑲ 領事館
- ⑳ 領事館
- ㉑ 領事館
- ㉒ 領事館
- ㉓ 領事館
- ㉔ 領事館
- ㉕ 領事館
- ㉖ 領事館
- ㉗ 領事館
- ㉘ 領事館
- ㉙ 領事館
- ㉚ 領事館
- ㉛ 領事館
- ㉜ 領事館
- ㉝ 領事館
- ㉞ 領事館
- ㉟ 領事館
- ㊱ 領事館
- ㊲ 領事館
- ㊳ 領事館
- ㊴ 領事館
- ㊵ 領事館
- ㊶ 領事館
- ㊷ 領事館
- ㊸ 領事館
- ㊹ 領事館
- ㊺ 領事館
- ㊻ 領事館
- ㊼ 領事館
- ㊽ 領事館
- ㊾ 領事館
- ㊿ 領事館

総番号 (TA) 29782  
 67年 07月 28日 21時 30分 発信 米北  
 67年 07月 29日 10時 22分 本 省 着

外務大臣殿 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん問題 (情報)

第1994号 暗

貴電米北第1201号に關し

1. 27日本使よりバンダイ次官補に他用電話の際、8月初めボンにおいてミキ大臣にお会いするところ。その際オキナワ問題覚書に対する米側のイニシアル・リアクシオンなりとも。同大臣に説明しうれば幸なる旨のべたところ。同次官補は國務省は本件を緊急案件として。他の政府部局とともに。目下えい意日本側覚書につき検討を進めおる旨のべたので。本使より8月半ごろには一応の米側見解に接しべきやとたずねたところ。8月半までとはお約束出来ないが。ミキ大臣の御来米前に十分のユトリを以て一応の見解をお示しうるよう努力中なる旨のべていた。

2. 28日他用をもつて往訪したサワキに対し、スナイダ一部長が当方の質問に答え語つた点次のとおり。

(1) 米側は目下關係各省係官のレベルにおいてしん重に検討を続けており。今秋のミキ大臣の訪米をえてサト

本電の取扱いを慎重に期せられたい。本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

外務省

古

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

を目標として考えている。従つてミキ大臣が訪米のため日本を出発される前にジョンソン大使を通じ何等かの米側リアクシオンについてのPRELIMINARY INDICATIONはお伝え出来ると思う。

(2) (これは全くの自分個人の見解であるがと前置きして) 米側のリアクシオンといつても返かんの時期の問題。オキナワの軍事的価値付けないしその基地利用の態様等の問題について日本側の考えをまとめてもらわぬと米側もリアクトのし様がないといつたように。米側がリアクトするために日本側が先づその考えを決めてほしい問題が多々あるように思われる。

独へ転電した。

(独においてはミキ大臣に御伝達ありたい。)

了

外務省

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

特秘・極秘・秘・平文・館長符号 (朱印)	暗 略 平	総第 032966号
電信課長 公 格	合 第 2698号	昭和 年 月 日 42 7 29 15-21
特秘 極秘	大至急・至急・普通・LTF	発電係

(※印欄内は電信課記入)

大 政務次官 事務次官 外務審議官 官房長	主管 局(部)長 参事官 課長 課長補佐	主管局課名 米 北 起案 昭和 42年 7 月 29日 起案者(渡辺) 電話番号 445
--------------------------------	----------------------------------	---

協議先

在 独 米 内 田 下 田 使 総 領 事 あ て 三 木 大 臣 發 臨時代理

電 在 大 使 総 領 事 あ て 臨時代理

件名 沖 縄 過 境 問 題

米 發 大 臣 北 洋 第 1994 号 以 内

本 官 日 特 秘 電 報 本 局 へ

東 亞 局 へ 米 獨

(昭和四〇四一改正)

宣 文 29

42